

令和6年3月26日に公表した「学校における安全点検要領」について周知するとともに、本要領を活用した安全点検体制の確立のための主な留意事項等について通知します。

5文科教第1979号
令和6年3月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

「学校における安全点検要領」の活用について（依頼）

学校において、児童生徒等の安全の確保が保障されることは最優先されるべき不可欠の前提です。

しかしながら、全国の学校において、学校施設の老朽化等に起因する安全面の不具合による事故や、定期及び日常の安全点検が十分では無かったことが要因となった重大な事故が発生しており、消費者安全調査委員会からも、学校の安全点検の実効性を高める必要等について意見具申（令和5年3月3日付）があったところです。

この度、文部科学省では、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、当該意見具申及び第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえ学校の安全点検の在り方について検討を行い、学校現場等において質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、「学校における安全点検要領」を作成し、ウェブサイト（学校安全ポータルサイト）上で公表しました。

【学校における安全点検要領】

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

本要領では、教職員の負担軽減も考慮しながら、学校における施設・設備の定期及び日常の安全点検に関する標準的な手法・頻度・観点や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、安全点検表サンプルや点検箇所ごとの解説動画、取組事例などを掲載しています。

各学校及び学校の設置者においては、下記の点に留意の上、本要領を活用しながら、関係者が連携した効果的・効率的な安全点検体制の確立を図り、学校の施設・設備等に起因する事故の防止に努めていただくようお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては所轄の学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては設置する学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、国立大学法人学長にあつては設置する附属学校に対して、周知を図るようお願いします。

記

1. 安全点検実施の考え方について

(1) 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組

児童生徒等の安全を確保するために、学校安全計画に基づき、安全管理（施設等の安全点検を含む。）と安全教育を両輪とした一体的な取組を進めることが必要であること。また、効果的に取組を進めるために、関係者が安全に対する意識を高めることが重要であること。

(2) 学校における安全点検の PDCA サイクル

安全点検の実施については、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等を「抽出」「分析」「管理」する取組等を、PDCA サイクルを確立して組織的に進めていくことが重要であること。

(3) 安全点検の実施体制

学校の設置者は、施設の管理者として責任をもって点検全般を実施できるよう、点検方針や点検実施計画等を策定すること。また、建築基準法、消防法等に基づく法定点検を実施するとともに、必要に応じて、金属疲労・腐食・亀裂等の点検の専門性が必要とされるものは、専門家による専門的な見地からの点検を依頼すること。

各学校は、日頃の学習や活動において事故発生の要因となるものがないか、施設を日常的に使用する者として、施設・設備の異常（不具合）を早期に発見するための点検を実施すること。その際、教師の負担軽減を考慮し、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど、組織的な安全点検体制により安全点検を実施すること。

(4) 改善措置と計画的な環境整備

安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、学校及び学校の設置者は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 28 条に基づき、危険物の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければならないこと。

大規模な改修を伴うなど各学校が対応できない事項は、学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者は、状況を確認の上、改善計画の策定と対策を実施すること。その際、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策すること。

2. 安全点検の種類と対象について

(1) 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検

学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）に基づき、定期、臨時及び日常の安全点検を実施すること。

その際、定期の安全点検では、児童生徒等の使用頻度や活動の状況などを踏まえ、点検の対象及び点検の時期を設定すること。

また、臨時の安全点検では、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておくこと。

さらに、日常の安全点検は、普段の各教科等の学習時間や特別活動を行う上で、学習・活動前に、場所、時刻、時間等に無理や危険はないか、また、日常の使用等により、変化するものもあるため、使用する施設・設備、用具等が安全な状態にあるか確認すること。

(2) 「日常の安全点検」の実施の考え方

「日常の安全点検」の実施に当たっては、児童生徒等の行動の様子、物の移動などを含む状況の変化、機器・設備等の劣化や損傷（主に授業等で頻繁に使用するもの）について、教職員が児童生徒等の目線に立って確認することが重要であること。

(3) 学校における安全点検を行う対象の考え方

学校における安全点検を行う対象や項目の設定に当たっては、全国で発生した重大事故、自校のけがの発生状況、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例などを踏まえ、事故等の発生可能性が高いものがないか考慮すること。

また、施設・設備等の使用頻度、児童生徒等の多様な行動の分析などを踏まえ、使用中で、事故等のリスクのある状態のものがないかや、破損や経年劣化するものはないか考慮すること。

(4) 点検の頻度と方法

安全点検の実施に当たっては、施設・設備、用具等の使い方点検は日常的に実施、非構造部材等の劣化点検は学期に 1 回程度実施、棚や機器等の耐震性点検は年に 1 回程度実施を頻度の目安とすること。

ただし、学期や年に 1 回程度の点検としているものでも、日常的に児童生徒等や教職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、使用する機会が多いものは、点検する頻度を増やすなど、各学校等の状況を踏まえて設定すること。

また、教職員が行う点検は主に目視とするが、点検する対象によっては、異常がないか触れたり、動かしてみたりなどの触診等を行うこと。

3. 事故等情報の共有について

(1) 事故発生リスク分析

学校において事故の発生を防止するために、過去の事故統計や事故事例を分析し、施設・設備等に起因する事故の発生状況やリスクを把握して、自校の安全点検に生かすとともに、教職員間で共有すること。その際、本要領で示されている以下の学校施設・設備が起因する事故の分析情報等を活用し、事故防止に役立てること。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/page04.html>

◆「学校等事故事例検索データベース」（日本スポーツ振興センター）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

◆「事故情報の共有・注意喚起」（文部科学省学校安全ポータルサイト）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/jikojoho.html>

◆「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

(2) ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを活用することであり、児童生徒等、教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を講じる、点検を行う場所を絞り込んでいくこと。

また、共有したヒヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連付けて、安全教育と安全管理との関わりを緊密にして進めること。

4. 安全点検表等の活用について

各学校においては、学校環境や児童生徒等の行動等を十分に考慮し、上記2.や3.に記載している内容等を踏まえ、各学校の実情に即した安全点検を行う項目を定めた安全点検表を作成し、安全点検を実施すること。

その際、本要領に示されている以下の「安全点検表の様式サンプル」を活用し、効率化を図りながら、実効性ある安全点検表を作成すること。なお、学校の実情を踏まえず、サンプルそのままを使用することは推奨されないことに留意すること。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/page05.html>

5. 「安全点検の方法の解説」の活用について

点検箇所ごとに、点検のポイント、事故発生リスク、点検の視点や方法、点検を踏まえた対応などを、短時間で学べるよう映像等により紹介しています。各学校においては、安全点検の実施前等に視聴等により参照とすること。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/page06.html>

6. 「安全点検取組事例」の活用について

各学校や学校の設置者において、質の高い実効性のある安全点検の参考となるよう、設置者による専門家の活用事例や教職員の負担軽減につなげている事例、児童生徒や保護者等と連携した事例、これまでの事故等を踏まえた安全点検項目の見直しなどPDCAサイクルを生かした安全点検事例を掲載しているのので、参考とすること。

なお、この取組事例については、適宜更新する予定であり、継続して各学校等の取組の参考とすること。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/page07.html>

<添付資料>

○学校における安全点検要領リーフレット

各学校への活用方法の周知等に適宜お役立てください。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線 2966)

参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、**学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。**

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより**事故発生リスクを把握し**、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの**安全点検を行う際の視点や点検の方法**、さらに、**専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組**などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。

主に、以下の内容で構成されています。

- 安全点検実施の考え方**
 - ・点検体制、設置者との連携、専門家活用など
- 安全点検の種類と対象**
 - ・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
- 事故等情報の共有**
 - ・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
- 安全点検表等の活用**
 - ・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
- 安全点検の方法の解説**
 - ・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
- 安全点検取組事例**
 - ・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

【ウェブトップページ・イメージ画面】

学校における安全点検要領

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常的安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【リーフレット版】 【全体版】

- 安全点検要領について**
 - 組織ページ一覧
 - 1 点検要領の作成目的
 - 2 点検要領の構成
 - 3 安全点検の運用と実施の進め方
 - 4 実施要領と点検要領の関係
- 安全点検実施の考え方**
 - 1 児童生徒等の安全確保のための安全点検
 - 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
 - 3 安全点検の実施体制と実施の流れ（例）
 - 4 改善措置と計画的な点検実施
- 事故等情報の共有**
 - 1 事故発生時の対応（日本スポーツ振興センター事故共通対応指針等）
 - 2 ヒヤリハット事例の活用
- 安全点検の種類と対象**
 - 1 点検要領の活用（例）
 - 2 「日常的安全点検」の実施の考え方
 - 3 学校における安全点検を行う対象の考え方
 - 4 点検の頻度と方法
- 安全点検表等の活用**
 - 1 安全点検表の活用にあたって
 - 2 安全点検表の活用にあたって
 - 3 安全点検表の活用にあたって
 - 4 安全点検表の活用にあたって
- 安全点検の方法の解説**
 - 1 解説の活用方法
 - 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）
- 安全点検取組事例**
 - 1 専門家を活用した安全点検
 - 2 安全点検のデジタル化による安全点検
 - 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
 - 4 地域や保護者等と連携した安全点検
 - 5 PCCAサイクルを年次化した安全点検
 - 6 実効性のある安全点検の組織的取組
- 安全点検参考資料**
 - 1 安全点検に関する通知
 - 2 安全点検の参考となる資料
 - 3 安全点検要領の検討に関する会議

※トップページから見たい項目をクリックすると関連の画面が表示されます。

栃木県大田原市 内製化(インソーシング)による点検と修繕

活動の概要
大田原市教育委員会が、市内小中学校の施設について、建築基準法に基づき法定点検を完了したインソーシングにより、質の高い安全点検を実施している。

活動内容
資格を持つ教育委員会職員が、建築基準法第2条に基づく法定点検を行うことで、点検で確認された不具合箇所の修繕や清掃作業等、教育委員会の職員からDIYで対応することにより、学校における施設設備の安全についての指導を行っている。

◎法定点検
点検は、建築基準法に基づき実施している。(令和5年度実施)

◎資格を持つ教育委員会職員による迅速な修繕等対応
法定点検時に確認された不具合箇所の修繕や清掃作業も、教育委員会職員が対応している。

◎修繕費用等の抑制
法定点検と修繕作業の内製化により、費用削減につながっている。

秩父市立秩父第一中学校 安全点検のDX化による教職員の負担軽減

活動の概要
2023年6月より1月1日の定期安全点検のDX化に取り組み、点検結果を記録するシステムを導入し、点検作業の効率化を図っている。

活動内容
◎安全点検のDX化
点検作業に特化した専用アプリを導入し、点検結果を記録するシステムを導入し、点検作業の効率化を図っている。

◎スプレッドシート上の情報集約・管理
各点検箇所の点検結果は、専用フォームを通じてクラウド上に集約され、点検結果の管理が容易になっている。

大阪教育大学附属池田中学校 生徒との「共創」による学校の安全確保

活動の概要
教員と生徒がペアになって安全点検を実施している。月1回実施された点検結果を共有し、点検結果に基づき、点検作業の効率化を図っている。

活動内容
◎教員と生徒による安全点検の実施
教員と生徒がペアになって安全点検を実施している。

◎校内ヒヤリハットシステムの活用
校内の危険箇所を重点的にヒヤリハットシステムを活用し、事故防止を図っている。

東松島市立赤井南小学校 「地域住民」の協力を得て実施する安全点検の持続可能な取組

活動の概要
地域住民の協力を得て実施する安全点検の持続可能な取組について紹介している。

活動内容
◎地域住民の協力を得て実施する安全点検
地域住民の協力を得て実施する安全点検の持続可能な取組について紹介している。

◎人財バンクによる安全点検の持続可能な取組
人財バンクによる安全点検の持続可能な取組について紹介している。

「安全点検要領」を活用した先生方からの声

- 【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】**
 - これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。
 - 安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。
- 【安全点検表】**
 - 点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。
 - 点検表について、日常と定期で分けて整理しており使いやすい。
 - 点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。
 - 集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。
- 【教職員の負担軽減】**
 - 点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。
 - すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。
- 【専門家の活用】**
 - 教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。
 - デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。
- 【安全教育】**
 - 事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。
 - 安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

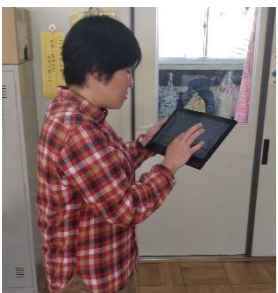


安全点検要領は、このような活用ができます

「安全点検要領」活用の一例を紹介。各学校における事故防止に、有効に活用してください。

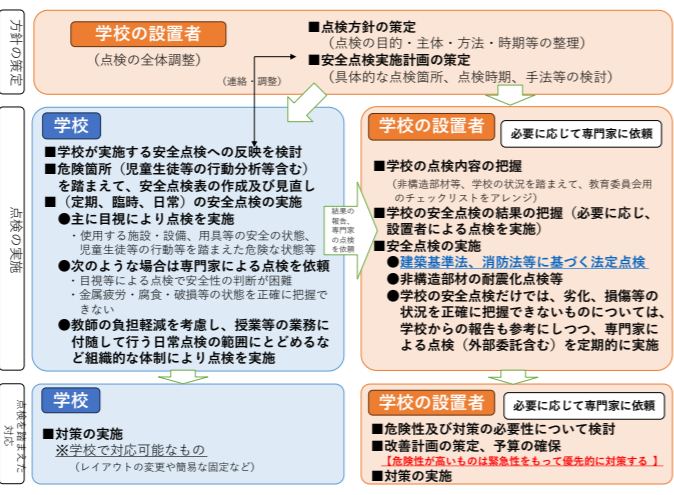
見る

安全点検の実施方法等が簡単に確認できます。



点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり）※金属疲労等の専門性が求められるものは専門家に依頼

【参考】安全点検の実施の流れ（例）



点検後の対応・対策 ※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法（抜粋） 第56条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じたことができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

Table with 4 columns: 危険箇所の明示(例), 立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更(例), 危険物の除去(例), 施設・設備の安全対策、修繕(例)

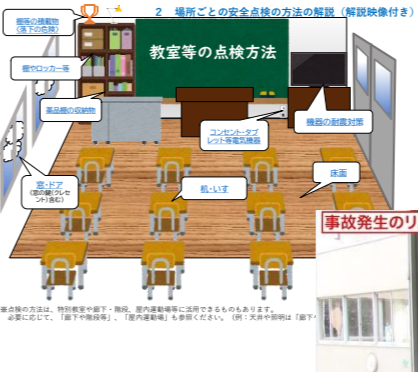
安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認められた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険物の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければなりません。

大規模な改修を伴うなど校長が対応できない事項は、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。...

コラム 「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

宮城県白石市教育委員会では、「学校施設・設備管理マニュアル」を作成し、学校における安全点検の結果及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説 ※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。



窓・ドア

窓下に、足掛かりになるものがないか。窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。

【事故の発生リスク】

- 窓の開口部に、カーテンが閉じられている状態で窓が開くと誤解して寄りかかるとより転落するリスクがある。

校舎内外の主な点検箇所の点検方法を解説。点検映像は1～2分。

【点検時期】 日常・定期 【点検の方法】 点検者が肉眼等で、ゆがみ、亀裂、腐食、異物等の有無を確認する方法。

学ぶ

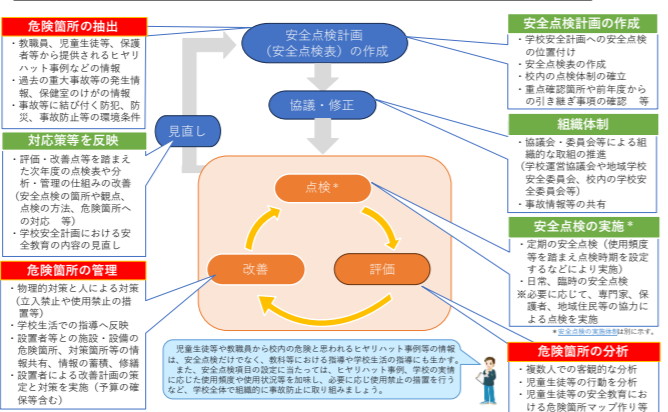
事故防止の重要な視点を学びます。点検項目の見直しにも参考になります。



危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方 ※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

2 学校における安全点検のPDCAサイクル

安全点検の実施については、学校安全計画に位置づけ、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全教育と緊密に関わりを持ちながら、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等の「抽出」「分析」「管理」する取組等、PDCAサイクルを繰り返して組織的に進めていくことがより重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があり、



これまでの重大事故事例を教訓として生かす ※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気付かず落下する事故が多い

Table showing statistics on accidents from window falls, categorized by time and location.

事故発生が多かった場所は？ 1 教室(保育室) 2 廊下 3 階段

事故情報から得られる安全点検の留意点【これは、日常の安全点検の重要なポイント】

- 日常及び定期の安全点検において教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。

事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方 ※児童生徒等の目線に立った確認が重要

2 「日常の安全点検」の実施の考え方

「日常の安全点検」で教職員が確認する重要なポイント

- 1 児童生徒等の行動の様子 2 物の移動などを含む状況の変化 3 機器・設備等の変化や損傷(主に授業等で頻りに使用するもの)

事故とは、1行動、2その時の状況、3環境の状態との組み合わせによって起こるものです。児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。

Table with 3 columns: ポイント, 内容, 重大事故(例)

安全点検の「頻度」と「方法」 ※耐震性に関するものは年1回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

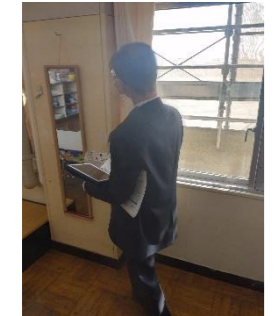
4 点検の頻度と方法

学校における頻度の日常の安全点検の「頻度の目安」と「方法」について示しています。...

- 【点検の方法】 ※詳細は、【安全点検の方法の解説】を参照 1 目視 2 触診 3 目撃 4 点検者による点検

実践する

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。



学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集 ※デジタル化すれば、集計作業も効率的 ※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点重視

Sample safety inspection table with columns for location, item, status, and date.

安全点検要領を活用した安全点検の実施 (活用例) ※タブレットを活用した場合

- 1 点検方法をその場で確認(視聴) 2 デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検 3 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

1 一時的に立てかけているものや置いているもの

2 一時的に立てかけているものや置いているものが、倒れたり、崩れたりする状態にならないか。

【事故の発生リスク】 行事等で一時的に立てかけてあった重量の長い棒が倒れてくる危険がある。

共有ネットワーク内等で、共同編集可能な設定にすると、より効率的



児童生徒等の安全教育としても活用 ※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要 ※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを、児童生徒等や教職員等から収集し、学校全体の安全意識を高め、事故防止に資することである。

- 【ヒヤリハット事例を活用していく注意】 1 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。児童生徒等の安全意識の高まりに資するものとする。

ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例 【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】